

若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド

掲載事業者募集要領

1 趣旨

所沢市が、市内で若者の採用を行っている製造事業者の事業者情報を、魅力あるものづくり企業として市のホームページや冊子等に掲載し、若者に向けて情報発信することにより、市内製造業のイメージ及び知名度の向上を図り、製造事業者の将来を担う若年人材の確保を支援します。

2 申請できる事業者

若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド（以下、「とこジョブ」という。）に掲載を希望する者は、下表の掲載要件を満たす方が対象となります。

<input checked="" type="checkbox"/>	掲載要件内容
<input type="checkbox"/>	所沢市内に製造を行う事業所を有する事業者であること。
<input type="checkbox"/>	「若者」※1 を対象とする正社員の求人募集を行い又は行う予定があること。
<input type="checkbox"/>	過去3年間に新規学卒者等の採用内定取消しを行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年間に事業主都合による解雇又は同様の都合による退職勧奨を行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	前事業年度に正社員が月45時間以上の時間外労働を6カ月以上していないこと。※2
<input type="checkbox"/>	前事業年度に正社員の有給休暇年間付与日数が10日以上あることかつ年間5日以上有給休暇を取得していること。
<input type="checkbox"/>	現在、雇用保険の適用対象となる労働者を1名以上雇用していること。
<input type="checkbox"/>	労働基準関係法令の違反で送検され、又は指導され、埼玉労働局により企業名が公表されていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に雇用関係助成金の不正受給が確認され、埼玉労働局により企業名が公表されていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に休業4日以上労働災害が2件以上発生していないこと、かつ死亡災害が発生していないこと。
<input type="checkbox"/>	掲載を取り消された場合、その日から起算して3年以上経過していること。
<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっていないこと。
<input type="checkbox"/>	市税を滞納していないこと。※3
<input type="checkbox"/>	当市ホームページ等の利用により、採用にかかるトラブルが起きた場合、自らの責任と費用をもって誠実に解決すること。

※1 「若者」とは主に、高等学校、大学、公共職業能力開発施設等を卒業後3年未満の者又はこれらの者と同様の待遇で採用する者をいう。

※2 資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業については、2020年4月1日から労働基準法における時間外労働の上限規制が定められているため、2021年4月1日より適用する。

※3 市税とは、所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げるものをいう。

3 申込み方法

(1) 募集期間・方法

随時 ※予告なく募集を終了することがあります。

必要書類一式を所沢市役所産業振興課へご提出ください。

※郵送の場合

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 市役所別館
所沢市 産業経済部 産業振興課 産業支援グループ

※メールの場合

E-mail : a9157@city.tokorozawa.lg.jp

（押印済みの書類をPDFファイルに変換してメールに添付してください。）

(2) 提出書類

No.	提出書類
1	若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド掲載申請書（様式第1号） ※ホームページにてダウンロード可
2	若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド掲載要件確認書兼誓約書（様式第2） ※ホームページにてダウンロード可
3	【法人の場合】前期の法人事業概況説明書（写し） 【個人の場合】前年の青色申告決算書（写し）
4	その他市長が必要と認める書類

※No.1、2は市ホームページよりダウンロードできます。

※No.4は指示がない限り必要ありません。

※申請後、掲載決定の場合は、担当より、企業紹介ページ作成のための入力シートを送りますのでご記入の上ご提出ください。

※入力シートご提出の際、お仕事の様子、事業所の写真、経営者・若手社員の方などの写真データを提供いただきます。

参照：所沢市 HP 掲載場所

トップページ⇒くらし⇒就労・仕事・産業⇒産業⇒とこジョブ
ホームページ内検索方法 「とこジョブ」で検索



事業者向けページ QR コード

4 掲載の決定方法

市が、申請書類の内容を審査し、掲載の適否を決定します。

※必要に応じて実地について調査することがあります。

5 掲載の期間

掲載の期間は、市ホームページに掲載された日から5年が経過する日の属する年度の3月31日までです。

※掲載の満了後も継続して掲載を希望される場合は、掲載の期間満了の30日前までに、継続申請書（様式第5号）及び市長が別に定める必要書類を提出する必要があります。

6 掲載の特典

- (1) 所沢市ホームページ内の「とこジョブ」ページに事業者情報が掲載されます。
- (2) 市が作成予定の「とこジョブ」冊子に掲載されます。
- (3) 市が「とこジョブ」を広報とところざわ等に掲載し市内外へ広くPRを行います。
- (4) 市が近隣の高校等を訪問し、「とこジョブ」の活用を依頼します。
- (5) 市が主催する近隣高校等の学生と掲載事業者との交流の場に参加できます。（予定）

7 掲載事業者の責務

- (1) 掲載要件を誠実に遵守すること。
- (2) 名称・代表者・所在地等の変更、事業活動の中止又は廃止、若者の採用活動の中止、申請書記載事項に変更が生じたときは速やかに市に報告すること。
- (3) 「とこジョブ」について情報発信を行うこと。
- (4) 若者の採用活動を積極的に行うよう努めること。
- (5) 毎年度の3月31日までに、掲載要件確認書（様式第2号）を提出すること。
- (6) 市より若者の採用状況の報告を求められた場合は報告すること。

8 掲載の取り消し

次のいずれかに該当するときは掲載を取り消します。

- (1) 申請者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により決定を受けたとき。
- (3) 掲載要件に適合しないと認められたとき。
- (4) 公序良俗に反し又はそのおそれのあることが認められたとき。
- (5) 製造事業の活動を中止又は廃止したとき。

9 留意事項

- (1) 提出された申請書類は返却いたしません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 申請及び審査に要する経費は申請者の負担となります。

10 問合せ先・提出先

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市 産業経済部 産業振興課 産業支援グループ

TEL：04-2998-9157 FAX：04-2998-9162

Eメール：a9157@city.tokorozawa.lg.jp